

第1章 計画改定の背景・基本的事項

1 計画策定の背景と目的

今日の環境問題は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪失といった身近な問題から、地球温暖化による気候変動などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたっています。

また、人口減少・少子化・超高齢化などの社会的な変化からも影響を受け、農林業の担い手減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、生物多様性の低下なども懸念され、環境・経済・社会の課題や、新型コロナウイルス感染症の発生などが相互に関係し、複雑化してきています。

私たちは、日々刻々と変化している社会や経済の状況を踏まえながら、かけがえのない環境を未来の世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、2012（平成24）年10月に「久喜市環境基本条例」を制定、2013（平成25）年3月には「久喜市環境基本計画」（2018（平成30）年9月に見直し）を策定し、本市の目指すべき姿、望ましい環境像として「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を掲げ、4つの環境目標のもと、施策に取り組んできました。

計画策定から10年の間に、市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています。

SDGs（持続可能な開発目標）の採択やパリ協定の発効など、世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、食品ロスやプラスチックごみ対策を含む循環型社会への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入と社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、「久喜市環境基本計画」の計画期間が2022（令和4）年度で終了することから、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するために「第2次久喜市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、市の協働により、環境保全と創造に資する取組を充実させ、推進していきます。

2 環境をめぐる社会の動き

2-1 環境問題を取り巻く世界の動向

持続可能な開発のための2030アジェンダ【持続可能な開発目標（SDGs）】

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下、「2030アジェンダ」と表記します。）は、2001（平成13）年に策定された「ミレニアム開発目標」（Millennium Development Goals：以下、「MDGs」と表記します。）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際開発目標です。

国際社会は、MDGs を開発分野の羅針盤として、15年間で一定の成果を上げましたが、教育、母子保健、衛生といった未達成の目標や、深刻さを増す環境汚染や気候変動への対策、頻発する自然災害への対応といった新たな課題が生じるなど、MDGs の策定時から、開発をめぐる国際的な環境は大きく変化しました。

2030アジェンダは、こうした状況に取り組むべく、相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：以下、「SDGs」と表記します。）を掲げ、人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国家レベルだけでなく、市民・事業者・市などの多様な主体が連携して行動することが求められています。また、SDGs の17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っています。

持続可能な開発目標 (SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう

目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。

2 飢餓をゼロに

目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

3 すべての人に健康と福祉を

目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

4 質の高い教育をみんなに

目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

5 ジェンダー平等を実現しよう

目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。

6 安全な水とトイレを世界中に

目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

8 働きがいも経済成長も

目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10 人や国の不平等をなくそう

目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する。

11 住み続けられるまちづくりを

目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12 つくる責任 つかう責任

目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する。

13 気候変動に具体的な対策を

目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14 海の豊かさを守ろう

目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15 陸の豊かさを守ろう

目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16 平和と公正をすべての人に

目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう

目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

脱炭素社会の形成に向けた枠組み【パリ協定】

2015（平成27）年12月、パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020（令和2）年以降の温暖化対策の国際的枠組みとなる「パリ協定」が正式に採択され、2016（平成28）年11月に発効しました。

「パリ協定」では、「世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡させること）にすること」などが目標として定められました。

「パリ協定」は、歴史上初めて先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、温室効果ガス削減に向けて自国の目標を提出し、目標達成に向けた取り組みを実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みとなっています。

IPCC1.5℃特別報告書

パリ協定を受け、気候変動枠組条約は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）に対し、1.5℃の気温上昇に着目して、2℃の気温上昇との影響の違いや、気温上昇を1.5℃に抑える排出経路等について取りまとめた特別報告書を準備するよう招請し、2016（平成28）年10月に開催された IPCC 第48回総会において、「1.5℃特別報告書[※]」が承認・受諾されました。

同報告書では、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いこと、現在と1.5℃上昇との間、及び1.5℃と2℃上昇との間には、生じる影響に有意な違いがあることが示されました。

約1℃というと、ささいな上昇のようですが、気温が約1℃上昇している中、近年の激甚な気象災害に温暖化が寄与した例が指摘されるなど、具体的な影響が現れ始めています。

1.5℃報告書では、さらに将来の平均気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするためには、2050年前後には世界の CO₂排出量が正味ゼロとなっていること、これを達成するには、エネルギー、土地、都市、インフラ（交通と建物を含む）及び産業システムにおける、急速かつ広範囲に及ぶ移行が必要であることなどが示されています。

※正式名称「1.5℃の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な発展及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5℃の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス（GHG）排出経路に関する IPCC 特別報告書」

IPCC 第6次報告書

2021（令和3）年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I作業部会報告書（自然科学的根拠）」では、次のとおりの報告がなされており、地球温暖化に対する人間の影響について断定的な表現が用いられるなど、2014（平成26）年に公表された第5次評価報告書に比べ、地球温暖化に対する懸念がより強まった内容となっています。

2-2 環境問題を取り巻く国の動向

環境政策の方向性

持続可能な開発のための2030アジェンダを受けて

2016（平成28）年12月に策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において8つの優先課題と具体的施策を掲げ、環境に関わりの深い優先課題として「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が示されています。

2021（令和3）年12月には、「SDGs アクションプラン2022」が公表され、引き続き、8つの優先課題について具体的な施策が示されています。

第五次環境基本計画

2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材などを活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、「SDGs の考え方も活用し、環境・経済社会の統合的向上を具体化する」ことを掲げ、環境政策を契機に、あらゆる観点からイノベーションを創出し、経済、地域、国際などに関する諸課題の同時解決と将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

気候変動対策に関する動向

2050年カーボンニュートラル宣言

2020（令和2）年10月に、内閣総理大臣の所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」とし、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらす、大きな成長につながるという発想の転換が必要」であることを明らかにしました。その上で、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて改正され、2022（令和4）年4月から施行されます。

改正された法律では、基本理念に『2050年までの脱炭素社会の実現』が明記されたほか、「温室効果ガスの排出量等の抑制」としていた表現を全て「温室効果ガスの排出量等の削減」に改定、都道府県と中核市のみに言及していた地方公共団体実行計画の策定義務に、市町村を追加し、地方公共団体実行計画を策定する努力義務を課しています。

さらに、地域資源を活用した太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの促進を図る「地域脱炭素化促進事業」を法定行為として定め、促進事業の区域や目標、加えて、地域の環境保全、地域の経済及び社会のサステナブルな発展に資する取組みを市町村が率先して進める努力目標も課しています。

地球温暖化対策計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、我が国の温室効果ガス排出量削減の中期目標として、2030年度において2013（平成25）年度比で46%削減すること目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが定められ、各部門の排出量の目安は、以下の表のように設定されました。

また、主な施策としては、環境保全に配慮され、地域のレジリエンスの向上などに役立つ地域共生・裨益型再生可能エネルギーの導入促進や住宅・建築物の省エネ基準への適合義務付けの拡大、2030年度までに100か所以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

第6次エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」において、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すとともに、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服のため、安全性の確保を大前提に、気候変動対策を進める中でも、安定供給の確保やエネルギーコストの低減（S+3E^{*}）に向けた取組を進めることが重要なテーマとされています。

また、2030年におけるエネルギー需給の見通しとして、2030年度の新たな削減目標を踏まえ、「徹底した省エネルギー」や「非化石エネルギーの拡大」を進めていくことが示され、野心的な見通しとして2030年における電源構成では、再生可能エネルギーの割合を現行目標の22～24%から36～38%に大幅に拡大し、さらに水素や原子力などを加えた温室効果ガスを排出しない非化石電源で約6割を賄う方針が示されています。

^{*}S+3E：安全性(Safety)を大前提とし、自給率(Energy Security)、経済効率性(Economic Efficiency)、環境適合(Environment)を同時に達成すること

気候変動適応法と気候変動適応計画

2018（平成30）年6月には、「気候変動適応法」が公布され、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は車の両輪として取り組むべきであり、本法律と「地球温暖化対策推進法」により、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して緩和策と適応策の双方を推進するための法的仕組みが整備され、地方公共団体に「地域気候変動適応計画」の策定が努力義務として位置づけられました。

2021（令和3）年10月に新たな「気候変動適応計画」が閣議決定され、2020（令和2）年12月に公表された「気候変動影響評価報告書」で示された影響の「重大性」「緊急性」「確信度」に応じて主要な7つの分野（「農業、森林・林業、水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」）における施策について関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進することとされています。

「気候変動×防災」戦略

想定を超える気象災害が各地で頻発し、気候変動はもはや「気候危機」と言える状況の中、こうした時代の災害に対応するためには、気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要であるとして、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略（気候危機時代の「気候変動×防災」戦略）が、内閣府（防災担当）と環境省による共同メッセージとして、2020（令和2）年6月に公表されました。

地方公共団体における2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ表明

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

本市は2021（令和3）4月22日に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明しました。

昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2022（令和4）年3月31日現在、679自治体（41都道府県、402市、20特別区、181町、35村）がゼロカーボンシティを表明しています。

資源循環対策に関する動向

第四次循環型社会形成推進基本法

2018（平成30）6月の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、「第三次計画」で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き重視するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に向けた重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「循環分野における基盤整備」などを掲げています。

また、こうした方向性のもと、「バイオマスの地域内での利活用」、「シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価」、「家庭系食品ロス半減に向けた国民運動」、「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」などの取り組みを推進することとしています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

2020（令和2）年には、国内企業がこれまでの3Rの取組の中で培ってきた強みをグローバル市場で発揮し、中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、我が国の循環経済政策の目指すべき基本的な方向性を提示するべく、「循環経済ビジョン2020」として取りまとめられました。

プラスチック資源循環促進法の制定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021（令和3）年6月に成立し、2022（令和4）年4月から施行されました。

法整備に先立ち、2019（令和元）年には、ワンウェイプラスチックの使用削減、プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルの推進、海洋プラスチック対策などが盛り込まれた「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

食品ロス削減の推進に関する法律の制定

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では2018（平成30）年度に、約600万トンの食品ロスが発生したと推計されています。

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」が2019（令和元）年に制定され、施行されています。

法律第13条では、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画として、「市町村食品ロス削減推進計画」の策定を努力義務として定めています。

食品ロスの削減を目指した国民運動「NO-FOODLOSS プロジェクト」を展開するなど環境省、消費者庁、農林水産省が連携して食品ロス削減に向けた取り組みを実施しています。

自然環境保全対策に関する動向

健全な水循環に向けた法整備、計画策定

水は生命の源であり、絶えず地球を循環し、大気・土壌などを含む自然構成要素と相互に作用しながら、生態系に広く多大な恩恵を与えてきました。しかし、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響といった様々な問題が顕著となっています。

健全な水循環を維持・回復するための施策を包括的に推進していくため、2014（平成26）年に水循環基本法が制定され、それに基づき2015年には「水循環基本計画」が閣議決定されました。

水循環基本計画では、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、水循環に関する施策を通じ、流域において関係者が連携して人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、または改善に向けた活動することを「流域マネジメント」とし、これを推進していくこととしています。

自然共生社会の形成に向けた戦略策定（要 情報更新）

2012（平成24）9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」において、2020年までに取り組むべき施策の方向性として、「生物多様性を社会に浸透させる」、「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」、「森・里・川・海のつながりを確保する」、「地球規模の視野を持って行動する」、「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」の5つの基本戦略が設定されました。

次期生物多様性国家戦略の策定に向け、2021（令和3）年7月に2050年での「自然との共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

2-3 環境問題を取り巻く埼玉県の動向

埼玉県環境基本計画

埼玉県では、平成29（2017）年3月に「埼玉県環境基本計画」（平成24年度～令和3年度）を策定し、「Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」「Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」「Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり」「Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり」「Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり」の5つを21世紀半ばを展望した長期的な目標（将来像）として設定し、環境の保全と創造に関する20の施策を展開しています。

現在、令和4（2022）年度から5年間を計画期間とする新たな環境基本計画の策定が進められています。新しい環境基本計画では、「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を長期的な目標として掲げ、様々な環境問題の統合的な解決、SDGsの理念に沿った環境・経済・社会に関わる諸課題の統合的な解決を目指すとしています。また、コンパクト・スマート・レジリエントの3つの要素を柱として、地域特性に応じた超少子高齢社会の諸課題に対応した持続可能なまちづくりを市町村とともに目指す「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を立ち上げ、地域の特性に応じ、太陽光発電や熱などの多様な分散型エネルギーを活用し、IoTや新技術により地域における効率的なエネルギー利用を推進するとしています。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）（要 情報更新）

埼玉県では、「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度を計画期間とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、「目標設定型排出量取引制度」や「エコライフ DAY 埼玉」等によって、事業者、県民とともに温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

現在、国の地球温暖化対策計画の改定（令和3（2021）年10月閣議決定）を受け、埼玉県の温室効果ガス削減目標の再設定を含めた、計画の見直しが進められています。

埼玉県生物多様性保全戦略

埼玉県では、平成30（2018）年2月に令和3（2021）年度までを計画期間とした「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、県、市町村、企業、NPO等、県民が連携・協働し、それぞれの役割分担のもと、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を図ることを目指しています。変化に富んだ地形と豊かな自然環境によって育まれ形成された多様な生態系を保全するとともに、主な都市地域での新たな生態系の創出するため、「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり」を基本戦略として設定し、森林の整備や身近な緑の創出、希少野生動植物種の保護、彩の国みどりのサポーターズクラブ、生物多様性の認知度向上などの取組を推進しています。

3 前計画の検証

久喜市では、2013（平成25）年から2022（令和4）年度までの10年間を計画期間とした「久喜市環境基本計画」を策定し、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」の実現に向け、市域の環境保全および創造に資する施策を推進してきました。

計画で示された4つの環境目標について、事業の実施状況や監視測定結果に基づく「環境指標」、及び前計画策定時に実施した市民アンケートと2021（令和3）年度に実施した市民アンケートの環境に関する満足度結果に基づく「満足度平均点」「満足度向上点」から、環境目標の達成状況を総合的に評価しました。

環境目標Ⅰ 地球にやさしい循環型のまち

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	計画目標 (令和 4 年度)	評価	
環境 指標	地球温暖化 対策	温室効果ガス排出量	980.5 千 t -CO ₂ (H22)	781 千 t -CO ₂	969 千 t -CO ₂	B
		市内循環バス乗車人数	152,876 人	107,831 人	169,000 人	C
		低公害車導入率	50.0%	94.0%	100%	A
		地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	8.1%	20.7%	25.0%	B
		グリーン購入率	78.2%	76.0%	95.0%以上	C
	地球温暖化 対策	小・中学校における環境学習の実施数	145 回	165 回	170 回以上	B
		市民を対象とする環境学習会の開催数	14 回	5 回	16 回	B
	再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	太陽光発電システムの最大出力（累計）	1,202.2kW	5,787.5kW	5,950.0kW	B
		市内の再生可能エネルギーの導入量	—	49,952kW	46,000kW	A
		太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計）	9 か所	24 か所	30 か所	B
		L E D照明を導入した市有施設数（累計）	12 か所	76 か所	99 か所	B
	循環型社会の形成	市民一人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）	517g	510g	415g	B
		再生利用率（リサイクル率）	30.9%	29.6%	34.6%	C

区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
満足度	⑭省エネなど、温室効果ガスが削減できる暮らしができています		1.96		B
	⑮太陽光など再生可能エネルギーが活用された暮らしができています		1.77		C
	⑯ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている		2.24		A
	⑰資源が活用され、リサイクルが積極的に行われている		2.13		A
満足度 向上点	⑭省エネなど、温室効果ガスが削減できる暮らしができています	2.08	1.96	-0.12	C
	⑮太陽光など再生可能エネルギーが活用された暮らしができています	2.02	1.77	-0.25	C
	⑯ごみの減量が進み、適切に収集・処理されている	2.37	2.24	-0.12	C
	⑰資源が活用され、リサイクルが積極的に行われている	1.96	2.13	0.16	A

総合評価

評価結果	評価
<p>(地球温暖化対策、再エネ・省エネ普及)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、2021（令和3）年4月22日に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行うとともに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市内の温室効果ガス削減対策として、省エネルギー活動の取組みの促進や緑化の推進、再生可能エネルギーの普及に向けた取組みを推進しています。 ●市域からの温室効果ガス排出量は計画策定時から減少しています。太陽光発電設備の導入量は、目標は未達成ですが着実に増加しています。一方、脱炭素に向けての省エネルギーや再生可能エネルギーの重要性の認識の高まりから、地球温暖化対策に関する市民の満足度が低くなっています。 ●施策の実施効果は確実に表れていますが、脱炭素社会に向けて、これまでの家庭・事業者の省エネ行動の取組みの拡充・徹底を図るとともに再生可能エネルギー導入の取組みを最大限に進める必要があります。 <p>(循環型社会形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、「久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、5Rの啓発活動やごみの減量化・資源化の取組みを推進しています。 ●循環型社会の形成に向けた取組みは、市民の満足度は高くなっていますが、市民1人1日当たりのごみ排出量や再生利用率は目標未達成となっています。 ●これまでの5Rの取組みの推進により、市民1人1日当たりのごみ排出量は計画策定時より減少しています。一方、ごみのリサイクル率が減少している要因として、資源ごみ回収量が減ったことが考えられます。 ●循環型社会の実現の観点から、従来を取組みを維持しつつ、今後は社会問題となっているプラスチックごみや食品ロス等の分野の取組みを強化していくことが必要です。 ●また、テレワークの拡がりや食事の持ち帰りやデリバリーの増加など新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた新しい生活様式に伴い、家庭からのごみ排出量が増加することも懸念されるため、ごみを出さないための取組みを進めていくことが必要です。 	<p>B</p>

環境目標Ⅱ

豊かな自然と人がともに生きるまち

指標による評価

区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	計画目標 (令和 4 年度)	評価	
環境 指標	生物多様性 の確保	自然に配慮した水辺環境の整備延長（累計）	約 17.3 km	約 23.7km	約 22.5km 以上	A
		「ふゆみず田んぼ」の実験田数（累計）	0 箇所	0 か所	2 か所	C
		自然観察会参加者数	65 人	48 人	80 人	B
		環境関係住民団体数	6 団体	4 団体	8 団体	C
	身近な緑の 保全と創造	都市公園の整備（供用）面積	606,302 m ²	643,194 m ²	686,000 m ²	B
		公園・緑地等整備数（累計）	—	286 か所	289 か所	B
		市民一人当たりの都市公園面積（暫定供用面積含む）	—	7.95 m ²	8.34 m ²	B
		公園管理団体数	54 団体	151 団体	145 団体	A
		自然環境保全地区の指定数（累計）	3 か所	6 か所	10 か所以上	B
		保存樹木数（累計）	261 本	215 本	250 本以上	C
		市民農園整備面積（累計）	17,729 m ²	18,929 m ²	19,709 m ²	B
	景観の保全 と形成	環境保全型農業推進事業実施面積	353 a	1,331.41a	1,240.0 a	A
		観光交流振興事業の参加者数	200,000 人	0 人	250,000 人	B
		地区計画を定めている地区数（累計）	12 地区	15 地区	15 地区	A
区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価	
満足度	①身近に自然に親しめる空間がある		2.21		A	
	②希少な野生生物の生息・生育空間が守られている		1.93		B	
	③河川や水路、湿地と親しめる空間がある		1.99		B	
	④環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある		2.18		A	
	⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている		2.01		B	
	⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある		1.81		C	
	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		2.07		B	

区分	環境指標	計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
満足度 向上点	①身近に自然に親しめる空間がある	2.24	2.21	-0.04	B
	②希少な野生生物の生息・生育空間が守られている	1.96	1.93	-0.03	B
	③河川や水路、湿地と親しめる空間がある	2.02	1.99	-0.03	B
	④環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある	2.33	2.18	-0.15	C
	⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている	2.04	2.01	-0.03	B
	⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある	1.90	1.81	-0.09	B
	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		2.07		-

総合評価

評価結果	評価
<p>(生物多様性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、生物多様性の確保に向けて、指定希少野生生物種の保全や特定外来生物の防除のほか、学校ビオトープや公園ビオトープの設置、自然観察会などの取組みを推進しています。 ●市民の満足度は計画策定時よりわずかに低下していますが、大きな変化は見られません。 ●なお、市民アンケート結果においては、地区によって満足度に大きな差があり、本町地区、中央・南地区、江面地区、清久地区の満足度が低くなっています。 ●希少な生物種を含むリアルタイムの生育・生息情報が不足していることから、市内の生物多様性の状況を継続的に把握・評価するための手法を検討していく必要があります。 <p>(身近な緑の保全と創造、景観の保全と形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、「久喜市緑の基本計画」に基づき、自然林、樹林地や屋敷林などの保全、道路沿道や公園などの公共空間の緑化、地区計画指定などの取組みを推進しています。 ●都市公園整備面積や市民一人当たり都市公園面積など計画目標は達成していませんが、計画策定時より着実に向上しています。 ●市民の満足度は平均を下回り、計画策定時よりもわずかに低下しています。 ●なお、市民アンケート結果においては、地区によって満足度に大きな差があり、本町地区、中央・南地区、江面地区、清久地区の満足度が低くなっています。 ●市民の満足度向上に向けて、引き続き計画的な公園整備や緑化、景観づくりを進めていく必要がありますが、整備量だけではなく、身近な自然にふれあえる、様々な生物の生育・生息場所となっているなどの整備の質についても配慮していく必要があります。 	B

指標による評価

区分	環境指標		計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	計画目標 (令和 4 年度)	評価
環境 指標	大気環境の 保全・交通対 策	大気・悪臭関係の苦情件数	79 件	11 件	50 件以下	A
		騒音・振動関係の苦情件数	20 件	9 件	20 件以下	A
		大気環境基準達成率	—	81.3%	81.3%	A
	水環境の保 全	水質関係の苦情件数	6 件	1 件	4 件以下	A
		河川の水質基準達成率	76.0%	66.1%	78.0%	C
		河川清掃への参加者数	2,840 人	766 人	3,200 人	B
		農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9%	76.7%	78.8%	B
	土壌・地盤の 保全	農業集落排水処理を含む水洗化率	91.5%	92.8%	93.6%	B
地下水揚水量		14,490m ³ /日	2,850m ³ /日	3,200m ³ /日	A	
区分	環境指標		計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
満足度	⑧きれいな空気が保たれている			2.26		A
	⑨安心できれいな水が保たれている			2.22		A
	⑩土壌汚染や地盤沈下が防止されている			1.91		A
	⑪騒音・振動の少ない静かな生活が守られている			2.06		B
	⑬化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる			2.13		A
	⑰風水害や土砂災害などの対策がされており、安心して暮らすことができる			1.97		B
満足度 向上点	⑧きれいな空気が保たれている		2.13	2.26	0.13	A
	⑨安心できれいな水が保たれている		2.07	2.22	0.15	A
	⑩土壌汚染や地盤沈下が防止されている		1.70	1.91	0.20	A
	⑪騒音・振動の少ない静かな生活が守られている		2.02	2.06	0.04	B
	⑬化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる		2.05	2.13	0.08	B
	⑰風水害や土砂災害などの対策がされており、安心して暮らすことができる		—	1.97	—	—

総合評価

評価結果	評価
<p>(大気環境、水環境、土壌・地盤の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、法令に基づく監視、規制・指導、啓発活動などの取組みを推進しているほか、公共下水道の整備などの取組みを進めています。 ●大気環境及び騒音・振動の環境基準の達成率は、計画策定時より向上しており、空気、水質、音、臭いに対する市民の満足度も計画策定時よりも向上しています。こうした成果の現れとして、公害苦情件数が減少しています。 ●ただし、河川水質の環境基準の達成率が計画策定時より悪化しています。水量の低下や、それに伴って流れが滞ってしまっていることが原因と考えられます。 ●事業者への規制・指導等の取組などにより、公害対策は一定の成果を得ていますが、環境基準を満たしていない項目があるため、引き続き取組を推進していくことが必要です。 ●農業集落排水処理を含む下水道普及率の向上については、河川の水質浄化と豊かな水辺環境の確保のために継続して公共下水道及び集落排水施設への接続と合併処理浄化槽の普及の推進が必要です。 ●また、プラスチックごみが河川から海洋に流出することによる海洋汚染が地球規模で広がっており、その海洋プラスチックごみが、波や紫外線の影響を受けて、粒子状のマイクロプラスチックになった場合、海洋生物の体内に取り込まれ生態系への悪影響が大きいことから、特に河川に不法投棄されたプラスチックごみの清掃が重要になっています。 ●また、気候変動の影響と考えられる自然災害が既に発生しており、発生リスクも高まっていることから、想定される気候変動の影響に備えるため、「気候変動×防災」として、防災部署と連携した適応策の推進が求められています。 	A

環境目標Ⅳ

みんなで取り組む環境づくりのまち

指標による評価

区分	環境指標		計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 2 年度)	計画目標 (令和 4 年度)	評価
環境 指標	環境保全活動の普及・啓発	環境関係住民団体数（再掲）	6 団体	4 団体	8 団体	C
		ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加者人数	20,597 人	0 人	24,000 人	B
		不法投棄苦情件数	17 件	0 件	66 件以下	A
	環境教育・環境学習の推進	小・中学校における環境学習の実施数（再掲）	145 回	165 回	170 回以上	A
		市民を対象とする環境学習会の開催数（再掲）	14 回	5 回	16 回	B
	環境マネジメントシステムの運用の促進	本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）	11,807 t-CO ₂ (H22)	11,685 t-CO ₂	11,746 t-CO ₂ 以下	A
区分	環境指標		計画策定時 (平成 23 年度)	現在の値 (令和 4 年度)	変化量	評価
満足度	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである			2.07		B
	⑨環境学習の機会がある			1.80		C
	⑩環境保全のための情報が提供され、取り組みやすい			1.81		C
	⑫環境に関する市の支援が受けられる			1.73		C
満足度 向上点	⑦ごみの散乱がなく、まちがきれいである		-	2.07	-	-
	⑨環境学習の機会がある		1.79	1.80	0.02	B
	⑩環境保全のための情報が提供され、取り組みやすい		1.72	1.81	0.08	B
	⑫環境に関する市の支援が受けられる		1.63	1.73	0.10	B

総合評価

評価結果	評価
<p>(環境保全活動の普及・啓発、環境教育・環境学習の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市では、市・市民・事業者それぞれが主体となって環境について考え、環境をより良くするために、各種の学習講座や自然観察会、イベントなどを定期的で開催しています。 ●環境に関する情報の知りやすさ・わかりやすさの満足度が平均よりも低くなっています。これは広報を情報の入手媒体とする市民が多く、広報では情報量が限られることに加え、広報以外からの情報発信が少ないことが要因として考えられます。市民が必要とする情報を適切な手段とタイミングで提供できる取組が必要と考えられます。 ●環境を学ぶ場の充実さ、環境活動ができる機会の多さに関する満足度が平均よりも低くなっています。新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、各種の講座やイベントが休止・中止となったことが要因の一つと考えられますが、新しい生活様式においても市民が環境について学び、活動ができる機会や場を創出するための取組の強化が必要です。 ●環境指標の達成状況は堅調に推移していますが、市民の満足度があまり向上していないことから、講座・イベント内容の工夫・改善、オンラインや動画など多様なツールで短い時間でも学べる機会の増加、情報発信の工夫・改善などを講じていく必要があります。 	C

4 計画策定の方向性

4-1 計画全般についての改定の方向性

SDGs の考え方を取り入れた計画

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境・経済・社会の統合的課題解決に取り組む観点から、環境保全に関する総合的・横断的な施策を強化し、市の施策全体を環境面から支える計画とします。

環境施策の実施が、社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを市内及び市民や事業者等各主体と共有し、強化した連携体制のもとで計画の推進を図ります。

計画構成の見直し

望ましい環境像の達成に向けて、実施する施策がどのように関連しているのかが明確になるように、計画構成の見直しを行います。

また、現行計画において環境目標として掲げている4つの分野は、国の第5次環境基本計画の環境政策の分野区分を参考に、以下の5つの分野へと再編します。

- ①脱炭素社会（省エネの徹底や再生可能エネルギーの活用などの気候変動の緩和策、まちの脱炭素化、気候変動の適応策など）
- ②循環型社会（ごみ減量、食品ロス削減、廃プラ対策など）
- ③自然共生社会（みどり・水辺の保全、生物多様性の保全など）
- ④安全・安心社会（身近な環境問題、まちの美化、まちのレジリエンス強化など）
- ⑤市民・事業者・市のパートナーシップ（環境教育・学習、環境保全活動、人材育成、環境情報の受発信など）

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応計画」の包含

久喜市環境基本計画は、「久喜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「久喜市気候変動適応計画」を兼務した計画として策定します。

なお、区域施策編、適応計画とも独立した章立てはせずに、5つの分野に組み込んだ構成とします。

達成目標の設定

着実な施策展開に向けて計画の進行管理をするためには、計画期間内で施策の実現を目指す目安となる指標となり、かつ達成状況を検証できるような数値の「達成目標」の設定が不可欠です。

久喜市環境基本計画においては、アウトカム指標（施策の成果を測る指標）としての成果指標を設定し、施策の進捗状況を把握していくものとします。

4-2 分野別の課題

脱炭素社会に関する課題

緩和策の一層の拡充

本市から排出される温室効果ガスの総排出量は、2013（平成25）年度以降は、減少傾向にあり、2019（令和元）年度は、781千 t-CO₂と2013（平成25）年度954千 t-CO₂と約18%の削減となっています。

これまで本市では、家庭・事業所における省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援などに取り組んできましたが、引き続き、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネ化など、より削減効果の大きい取組についても普及・啓発を行っていく必要があります。

再生可能エネルギーの導入の加速

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

本市では、2020（令和2）年度までに49,952 kWの再生可能エネルギーが導入されましたが、温室効果ガス排出量の削減のためには、さらなる設備導入が求められています。

引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

循環型社会に関する課題

5 R の取組の継続的な推進

本市では、広報によるごみ減量の啓発など、ごみの減量化・資源化に向けた5 Rを推進していますが、令和元（2019）年のごみ総排出量は46,808t、市民1人1日あたりのごみ排出量は、835gとなっており、前計画策定時よりは減少しているものの、近年は微増傾向で推移しています。

引き続き、5 Rのライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2019（令和元）年で約570万 t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約420万 t（2020（令和2）年）を大きく上回る量です。これは、日本人1人あたりに換算すると、お茶碗約1杯分（約124 g）の食べ物毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけられています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックのほとんどが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万 tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万 t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みの強化が必要となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・県の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

自然共生社会に関する課題

みどりの保全

県営公園の権現堂公園や久喜菖蒲公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

そのため、樹林地や水辺の改変、耕作放棄地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多静六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

本市では、「指定希少野生生物種」であるカワラマツバ、コキツネノボタン、ヒメシロアサゲ、ミドリシジミをはじめ、植物ではミズワラビ、デンジソウ、サンショウモ、キクモ、ミズオオバコ、タタラカンガレイ、シュンラン、動物では、カヤネズミ、オオタカ、コムラサキ、トウキョウダルマガエルの生息が確認されています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全や外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

健全な水循環の確保

本市は、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、葛西用水や見沼代用水などの用水路等の水系に恵まれ、市民の暮らしに恵みと潤いを与えています。

昨今、河川水質の環境基準の超過がみられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、湧水の保全や流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

安全・安心社会に関する課題

良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取り組みの促進を行い、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

環境美化、地域での生活環境問題への対応

本市では、「久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの投棄・放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みやごみの散乱のない快適なまちづくりキャンペーン等の環境美化活動を拡充する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取り組みが必要となっています。

気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取り組みを進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災・健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

持続可能でレジリエント[※]なまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくりを推進していく必要があります。

※ レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、「レジリエントなまち」とは、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のことをいう。

市民・事業者・市のパートナーシップに関する課題

環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されています。

引き続き、このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

環境保全活動の拡大

社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取り組み効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツの企画・実施を行っていく必要があります。

5 計画の基本的事項

5-1 計画の位置づけ

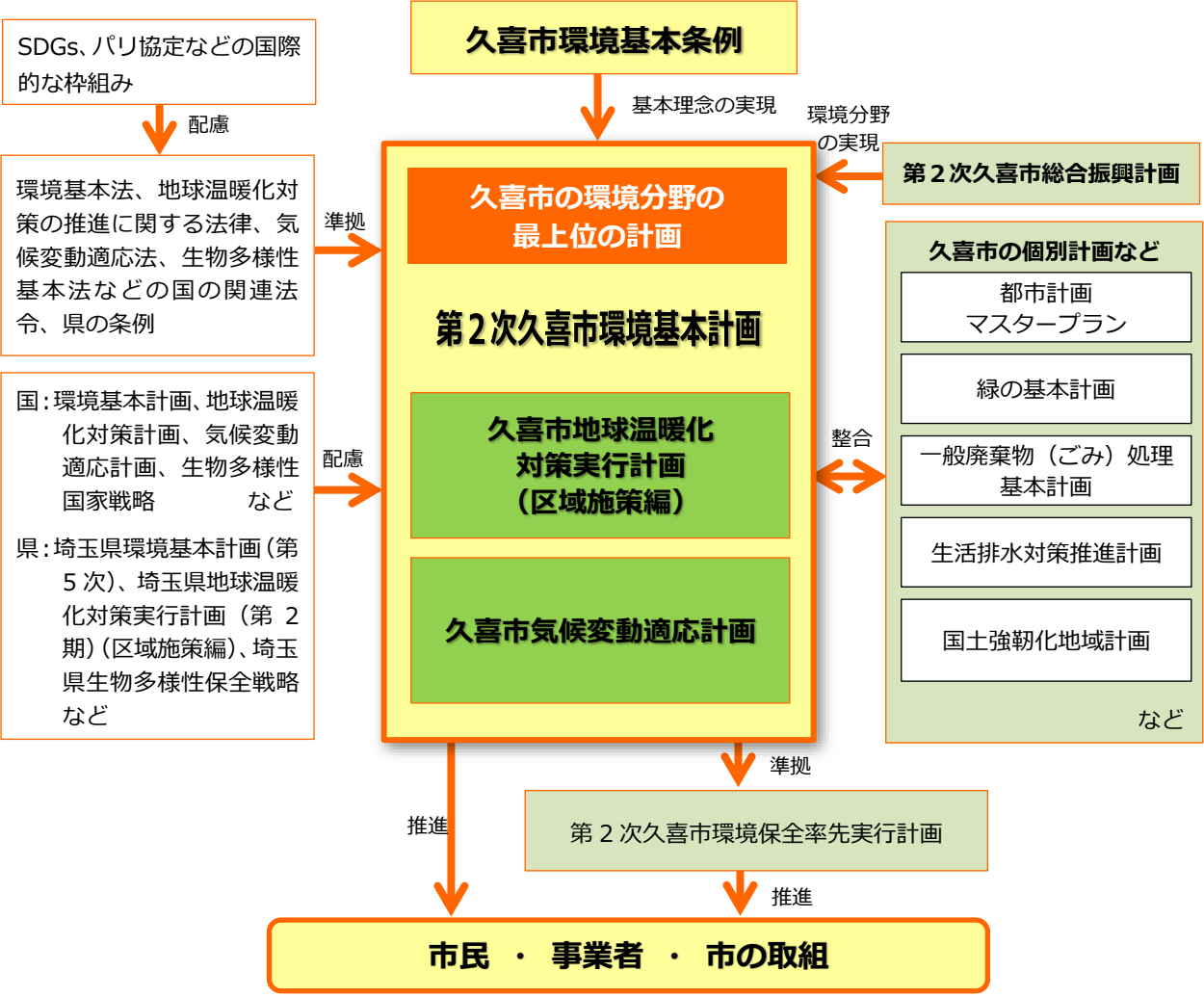
「第2次久喜市環境基本計画」(以下「本計画」といいます。)は、環境基本条例の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、行政のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第2次久喜市総合振興計画」に掲げる将来都市像を環境面から実現する、久喜市の環境行政の基礎となる計画であり、本市の環境に関連する計画においては最上位に位置づけられます。また、市が施策の策定及び実施を行うに当たっては、本計画と整合を図るよう配慮しなければならないとされています。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「久喜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「久喜市気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

本計画の策定にあたっては、国や県の環境基本計画との関連性に配慮するとともに、本市が策定する環境に関連するその他の計画や各種事業計画などと整合を図っています。

また、本計画の推進にあたっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第2次久喜市環境基本計画の位置づけ

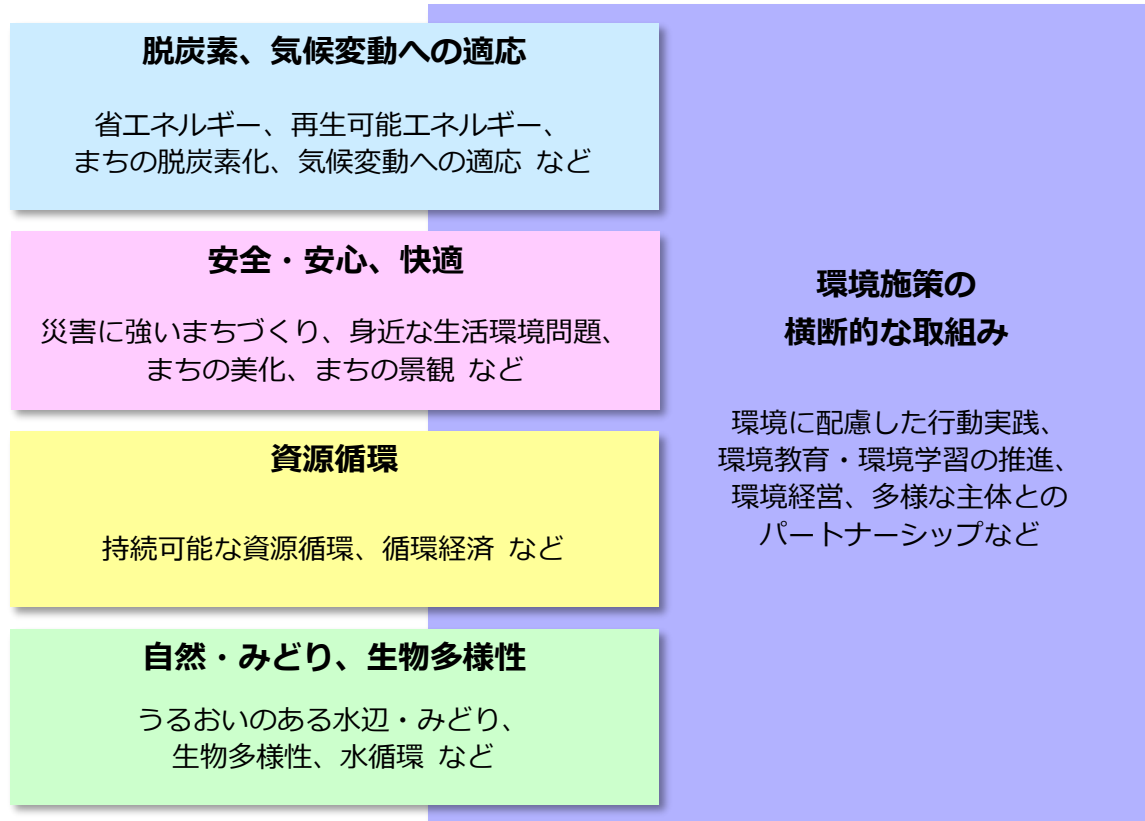


5-3 計画の対象

本計画で対象とする「地域」は、原則として久喜市全域とします。

対象分野は、①脱炭素社会、②自然共生社会、③循環型社会、④安全・安心社会、⑤市民・事業者・行政のパートナーシップの5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

第2次久喜市環境基本計画の対象範囲



5-4 計画の期間

計画の期間は、2023（令和5）年度から2032（令和14）年度までの10年間とします。

また、本計画の中間にあたる2027（令和9）年度をめぐり、計画の見直しの必要性について評価を行い、必要な場合には取組内容の見直し等を行うものとします。

その他、社会経済情勢や環境問題の変化などにより、見直しの必要が生じた場合は、適宜対応するものとします。

5-5 計画の推進主体

計画の推進主体は、「久喜市環境基本条例」に基づき、市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

第2次久喜市環境基本計画の推進主体

